大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金交付要綱

(通則)

- 第1条 大阪府は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)第3条第1項の規定に基づく高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長(以下「教育長」という。)」と読み替えるものとする。

(目的)

第2条 大阪府は、大阪府内に所在する私立高等学校等専攻科(以下「私立高等学校等専攻科」という。)に在学する生徒(以下「生徒」という。)がその授業料に充てるために専攻科支援金の支給を受けることにより、私立高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(受給権者等)

- 第3条 この要綱に定める専攻科支援金の対象者は、次の各号の全てに該当する生徒のうち、教育長による受給資格の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)とする。
 - 一 日本国内に住所を有する者
 - 二 高等学校、中等教育学校の教育課程及び特別支援学校の専攻科(以下「高等学校等 専攻科」という。)を修了していない者
 - 三 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。 ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校 専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、当該高等学校等を 所管する都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えない者
 - 四 保護者等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第十六条に規定する保護者その 他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。)の経済 的負担を軽減する必要があると認められる者として、別に定める者
 - 五 私立高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者
- 2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から補助の対象としない。
 - 一 退学・停学(三か月以上のものに限る。)の処分を受けた者 処分を受けた日の 属する月の翌月
 - 二 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下 の者 翌年度の四月
 - 三 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の四月

(学校設置者への委任)

第4条 生徒は、専攻科支援金の受領及び受領に必要な事務手続きについては、当該生徒 が在学する私立高等学校等専攻科の設置者(以下「学校設置者」という。)に委任する ものとする。

(交付額)

- 第5条 専攻科支援金の額は、別表の保護者区分1に該当する場合、授業料の月額に相当 する額とする。ただし、授業料の月額に相当する額が別表の補助対象上限額を超える場合は、補助対象上限額とする。
- 2 別表の保護者区分2に該当する場合、授業料の月額に相当する額の2分の1の額とする。ただし、授業料の月額に相当する額の2分の1の額が別表の補助対象上限額を超える場合は、補助対象上限額とする。

(交付の申請)

第6条 専攻科支援金の交付を受けようとする学校設置者は、様式1による交付申請書を、 教育長に対し、別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

- 第7条 教育長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請の内容 を審査し、専攻科支援金を交付すべきものと認めたときは、専攻科支援金の交付を決定 するものとする。
- 2 教育長は、専攻科支援金の交付を決定したときは、その内容及びこれに付した条件を、 学校設置者に通知するものとする。
- 3 第1項の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が大阪府 に到達してから30日とする。

(専攻科支援金の交付の条件)

- 第8条 専攻科支援金の交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする。
 - 一 受領した専攻科支援金をその有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充て るとともに、専攻科支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に 明確にし、専攻科支援金の授受に関するすべての関係書類とともに専攻科支援金を受 領した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
 - 二 専攻科支援金の交付に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。
 - 三 学校設置者は、私立高等学校等専攻科の授業料の額を変更したときは、授業料の額 を証明する書類(学則その他)の写しを速やかに教育長に提出しなければならない。
 - 四 学校設置者は、私立高等学校等専攻科に在学する受給権者に対して、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに教育長に届け出なければならない。

(交付の変更)

- 第9条 学校設置者は、第7条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式2による変更交付申請書を教育長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 教育長は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、 変更の承認又は不承認の決定をするものとする。
- 3 教育長は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更 し、条件を付すことができるものとする。
- 4 教育長は、専攻科支援金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を学校設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 学校設置者は、専攻科支援金の交付を受けた年度の 3 月 31 日までに、様式 3 による実績報告書を教育長に提出しなければならない。

(額の確定)

第 11 条 教育長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査等により、その報告内容が専攻科支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき専攻科支援金の額を確定し、当該学校設置者に通知するものとする。

(交付の時期)

- 第12条 専攻科支援金の交付は、原則として前条の規定により交付すべき専攻科支援金の額を確定した後に行うものとする。ただし、教育長が必要であると認める場合は、専攻科支援金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 前項ただし書の規定による専攻科支援金の交付を受けようとする学校設置者は、様式 4による支払請求書を教育長に提出しなければならない。

(返環)

- 第 13 条 教育長は、第 11 条の規定による専攻科支援金の額の確定をした場合において、 すでにその額をこえる専攻科支援金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命 ずるものとする。
- 2 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に 係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 教育長は前項の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(交付決定の取消等)

第14条 教育長は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第7条に規定する交付

- の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 学校設置者が、法令、本要綱、専攻科支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 学校設置者が、交付を受けた専攻科支援金を専攻科支援金の支給以外の用途に使用 した場合
- 三 学校設置者が、専攻科支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、専攻科支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 教育長は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した専攻科支援金のうち当該 取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 教育長は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による専攻科支援金の返還を命ずる場合には、学校設置者に対し、当該命令に係る専攻科支援金を学校設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき専攻科支援金を学校設置者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく専攻科支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項から第4項の規定を準用する。
- 5 前項の規定は、交付すべき専攻科支援金の額の確定があった後においても適用がある ものとする。
- 6 教育長は、専攻科支援金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその 旨を学校設置者に通知するものとする。

(学校設置者の責務)

第 15 条 学校設置者は、専攻科支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項及び専攻科支援金の交付に関し必要な事項は、別途、 教育長が定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

別表

保護者区分	生徒一人あたりの補助対象上限額(月額)
1 道府県民税所得割及び市町村民税所得	35,600 円
割を課されない者	
2 道府県民税所得割の額と市町村民税所	17,800 円
得割の額とを合算した額が八万五千五百	
円未満である者(1に該当する者を除く)	